

ア 4-7-3-3

● 摂津国豊島郡両渋谷村について

豊島郡渋谷（しぶたに）村は、村内在上下に分かれているが総称することも多く、ここでは「両渋谷村」とする。同村は池田村の東に位置し、大坂から能勢妙見堂に至る能勢街道が村の南西端を通る。元和初年（1610年代後半）には幕府領、その後は摂津国麻田藩（青木家、1万石、陣屋は現豊中市蛍池中町）領として幕末まで続く。

文書群名を両渋谷村とする理由は、上下に分割できない両村所属の雑高（5石8斗2升6合）があるため、とくに土地・貢租に関する文書では上下まとめて、渋谷村として取り扱う場合が多い。

土地の基本帳簿、慶安元年（1648）2月「両渋谷村地詰帳」〔資料番号1〕は、虫損のため宝暦7年（1757）に更新された帳面を享和3年（1803）に書写したものであるが、それによると、両渋谷村の総高は326石4斗5升8合で、免引（賦課対象外）の土地を除く課税地は323石4斗1升になっている。両村の内訳は、上渋谷村が144石9斗3升8合、下渋谷村が178石4斗7升2合である。各村庄屋の屋敷や上渋谷村の身性院寺敷、下渋谷村にある郷蔵屋敷は免引対象であった。この時期には、両村所属の雑高のことは見えない。

『天保郷帳』（天保5年、1834）では上下村別立てではなく、古くは上渋谷村であったと注記して、「上下渋谷村」を石高355石9斗3升4合と記載している。

明治維新期の『旧高旧領取調帳』では、両渋谷村の幕末支配関係と石高は下記のとおりである。

上渋谷村：青木美作守領分（麻田藩）	146石6斗3升2合
下渋谷村：青木美作守領分（麻田藩）	202石2升8合
旧幕府代官所支配	5石8斗2升6合

ここでは、両村所属の雑高は幕府代官所支配地として、下渋谷村に含めている。

● 摂津国豊島郡両渋谷村文書の内容について

文書は176点で、大半が土地・貢租関係である。このうち、貢租関係書類はほとんどが免状と皆済目録で、幕府代官所支配分に関わるもののみである。これらの文書には、上下の別なく、ともに「渋谷村」とだけ記されている。代官は、小堀縫殿・小堀中務・小堀主税・小堀勝太郎、および設楽八三郎が登場する。

幕府代官の支配地は高5石8斗2升6合であるが、この内1石9斗1升3合を「給所開方渋谷村」としており、免状と皆済目録は給所開方分とその他を分けて、年に2通ずつ作られた。免（課税率）は、給所開方分が6割5分3厘4毛、他が4割6分3厘1毛であり、前者が高い。双方とも5年間の定免が多い。ただし、取米の下に「給所開方渋谷村」と明示しているのは、村方から代官所に出され、裏書・押印された皆済目録の方だけである。また、中には端裏に「豊島郡給所開方二十七ヶ村之内渋谷村」と注記しているものもある。

ちなみに、両渋谷村は明治10年代にいったん合併、再び分離したが、同22年の町村制下では、秦野村大字上渋谷・下渋谷となった。